

— いわゆる「休眠 NPO 法人」調査・報道に関する声明 —

本件を理由とした監督権限強化に強く反対します。

NPO 法の趣旨を踏まえた報道や法改正を求めます。

- ・毎日新聞報道や内閣府調査には問題があり、NPO 法の趣旨を踏まえた報道・調査を要望
- ・「休眠 NPO 法人」対応は現行法の監督権限でも可能、これ以上の監督強化に強く反対
- ・自主解散しやすい制度への改正や解散時費用の軽減、相談・支援体制の整備を優先すべき

先般、特定非営利活動法人（NPO 法人）の中で、休眠状態にあるとされる法人（以下、休眠 NPO 法人）について、毎日新聞が昨年からの断続的に報道し、現場の NPO 法人や支援者に不安や困惑を与えている。先日は特定非営利活動促進法（NPO 法）を所管する内閣府の調査結果も発表された。

毎日新聞報道や内閣府調査では「事業支出が無い」法人について「活動実態が不明瞭」等としているが、ボランティアや手弁当で支えられている NPO 法人では金銭ベースでの事業支出が無いこともありうる事例であり、実態を理解していない大きな間違いである。そうした法人の名誉を毀損し、市民に誤解を与えることであり、訂正を求めるとともに、報道や調査では NPO 法の趣旨や制度設計、NPO 法人の実態を理解した上で行うことを要望する。

実際に、現場では、公民館・支援センター等の無料施設を活用し、物品等もボランティアメンバーが持ち寄っているような「真面目に活動しながら事業支出が無い NPO 法人」について、所轄庁が無理やり「ボランティア受入評価費用」の計上を指導するなどの弊害も起きつつある。

NPO 法は、行政による監督は必要最小限とし、市民に対する情報公開を重視する法人制度である。「事業報告書等の提出」はその情報公開を担保するために NPO 法人へ課せられた義務であり、今回の調査において、それを怠っている団体が一定数存在することは大変残念だ。

一方で、こうした法人への行政による監督権限は現行法でも整備されており、内閣府調査でも実際に活用されているのが分かる。さらに、NPO 法人と税制上ほぼ同等の扱いである「一般社団法人」制度では、休眠法人でみなし解散となるのは「【5年間】未登記の法人」であり、「【3年間】事業報告書未提出で認証取消」の NPO 法人は、より短期間で休眠法人が解散となる厳格な規制が既にある。そもそも、NPO 法で認証取消をはじめとした行政による監督は最終手段だ。その手前の段階での事業承継（世代交代）や自主解散等に関して、NPO 支援センターや所轄庁での相談・支援体制を充実すべきである。さらに、人的・資金的体力を失って解散・清算手続きが困難な法人についても必要なのは、より簡素・低廉に自主解散できるような法改正であり、監督権限強化では無い。

シーズは上記の考えに基づき、超党派 NPO 議員連盟をはじめとした国会議員や全国の NPO 法人、支援組織、所轄庁等と連携しながら、よりよい法制度の実現に全力で取り組んでいく。

2019年5月17日

特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会